

西秩父の紙漉きとその変遷

大久根茂（川の博物館）

はじめに

平成26年（2014）、ユネスコの無形文化遺産に「和紙：日本の手漉和紙技術」が登録された。登録の対象になったのは、国の重要無形文化財に指定されていた細川紙（埼玉県）、本美濃紙（岐阜県）、石州半紙（島根県）の3件である。このうち本県で対象となった細川紙とは、比企郡小川町と秩父郡東秩父村の2町村で漉かれている小川和紙の中でも、厳しい要件を満たした和紙だけにつけることのできた名称である。

筆者はそれ以前から、小川和紙や細川紙について執筆し¹⁾、あるいは講座等で発表してきたが、そうした中で特に細川紙の“伝統”ということに関して、少なからず疑問を感じていた。すなわち、細川紙の指定要件の主なものは、大正時代に和紙生産の先進地から導入された道具や技術を示しており、現在はそれを細川紙の伝統ととらえているのである。ならば、それ以前の道具や技術はどうだったのだろうか。

秩父盆地の西北部一帯を「西秩父」と呼ぶことがある。旧吉田町（現秩父市）、旧小鹿野町（現小鹿野町）、旧両神村（同前）の3町村だ。この3町村に皆野町、旧神泉村（現神川町）を加えた5町村の山間部では、昭和30年代まで紙漉きが行われていた。本稿ではこれら旧5町村を「西秩父」ととらえた上で、かつての紙漉きの状況とその変遷を取り上げ、併せて細川紙との関連にも言及してみようとするものである。

1. 細川紙の伝統とは

西秩父の和紙を取り上げる前に、小川町と東秩父村に伝わる細川紙とはどのようなものなのかを改めて見ておくことにする。細川紙の定義としては、次のような説明がなされている。「楮のみを原料に用い、我が国特有の『流し漉き』で漉くもの」（文化庁文化遺産オンライン）、「楮を原料とした伝統的な手漉き和紙」（小川町役場ホームページ）、「国内産

楮を使用した流し漉きの未晒紙」（東秩父村公式観光サイト）、「国内産の楮を原料とし、伝統的な方法と用具で作られます」（埼玉伝統工芸会館ホームページ）等々。

ひとことで表すなら上記のようになるのだが、それぞれの表現には若干の違いが見られる。では重要無形文化財としての指定要件はどうかというと、次のようにさらに細かく規定されている。

- 1 原料は、楮のみであること。
- 2 伝統的な製法と製作用具によること。
 - (1) 白皮作業を行い煮熟には草木灰またはソーダ灰を使用すること。
 - (2) 薬品漂白は行わず、填料を紙料に添加しないこと。
 - (3) 叩解は、手打ちまたはこれに準じた方法で行うこと。
 - (4) 抄造は、「ねり」にとろろあおいを用い、竹簣による流漉きであること。
 - (5) 板干しまたは鉄板による乾燥であること。
- 3 伝統的な細川紙の色沢、地合等の特質を保持すること。

前記の定義に戻ると、楮を原料とする点は一致しているものの、敢えて国内産の楮と限定して表現している場合がある。重要無形文化財に指定された昭和53年（1978）当時はすべて国産の楮が使われていたのだが、その後国内での生産減から東南アジアや中国など外国産の楮が輸入されるようになった。ところが外国産は国内産に比べて質が劣るため、いつの間にか「国内産の楮」という表現が使われるようになったものと思われる。

指定要件の中で最も気になるのが「伝統的な製法と製作用具によること」として「竹簣による流漉きであること」という表現である。しかし、ここで言う伝統的な製法と製作用具は、大正時代に小川和紙の製紙組合が主導して、当時先進地だった静岡県や高知県から技術者を招聘して導入したものであった。具体的には草簣から竹簣への変更、1枚取り



〈写真1〉雑誌『工藝』に掲載された紙漉き



〈写真2〉『新編武蔵風土記稿』奥沢村の挿絵

から8枚取りへの大判化、流し漉きへの変更等々であり、さらに楮皮を叩くための叩解機や、漉いた紙の水分を取る圧搾機といった機械の導入もこの時期に行われていた。その後昭和11年(1936)には小川町に県立製紙指導所が設置され、さらなる近代化が進められた。

ただ、新規の道具や機械を導入するにはかなりの費用を必要とするため、組合の意向がすぐさま漉き家(紙漉き農家)に伝わったわけではなかった。昭和9年(1934)発行の雑誌『工藝』第59号には、同年に小川町で撮影された紙漉きの様子が掲載され(写真1)、その解説として「『かみや』にのぼるは凡て女、古来小川の細川紙はかくして女手で作られた溜漉である。『ふね』(紙槽)は小さく、三枚の草簀を用ひ……」とある²⁾。この写真を見ると、女性は土間に埋めた桶に足を入れて立ち、簀は細長い二ッ判3枚を交互に使っている。のことから、昭和になっても旧来の道具と製法がまだ残っていたことがわかる。

さらに時代を遡ると、漉き手の女性はあぐらをかいて漉槽に向かい、一ッ判と思われる

小さい簀2枚を交互に使って漉いていたことが、江戸時代後期の『新編武蔵風土記稿』の秩父郡奥沢村(現在の東秩父村奥沢)のところに挿絵として載っている(写真2)。

以上見てきたように、現在定義づけられている細川紙の伝統というのは、明治以前にまで遡るものではなかった。かつて使われた小型の漉槽や草簀が文化財として地元に保存されているが、それと細川紙の指定要件との間には齟齬があると言つてもいいだろう。

ところが、西秩父で昭和30年代まで行われていた紙漉きの道具や技法は、旧来の細川紙の道具や技法に結びつく可能性を示すものであった。以下、西秩父の紙漉きについて取り上げてみることとする。

2. 紙漉きの村

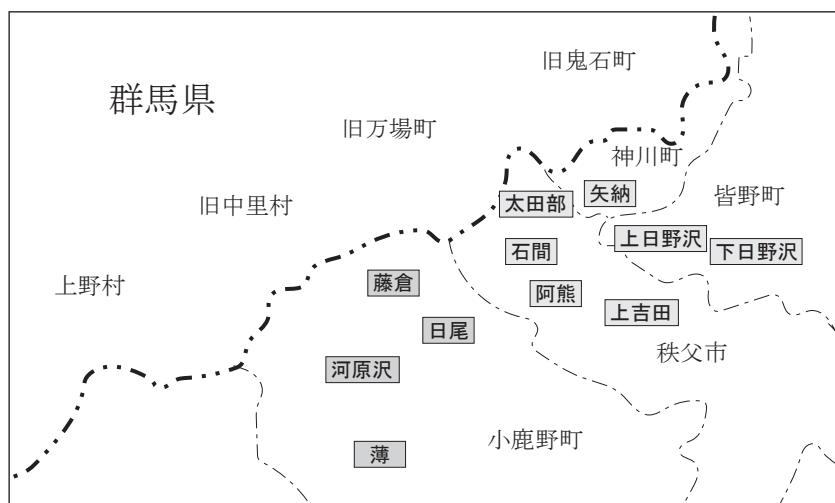
はじめに記したように、本稿では旧吉田町、旧小鹿野町、旧両神村の3町村に皆野町と旧神泉村を加えた旧5町村の山間部を「西秩父」として扱っている。江戸時代後期の地誌『新編武蔵風土記稿』には、次の村々で紙漉きを行っていたことが記されている。

阿熊村、石間村、上吉田村、太田部村(以上、旧吉田町)、藤倉村、河原沢村、日尾村(以上、旧小鹿野町)、薄村(旧両神村)、上日野沢村、下日野沢村(以上、皆野町)、矢納村(旧神泉村)

同書を見ると、例えば上吉田村では「女は……冬より仲春の頃迄は紙漉を業とせり」、河原沢村では「女は蚕を養い絹を織り紙漉きを生業とす」というように、いずれも紙漉きは女性の仕事とされていた。

それでは、西秩父ではいつ頃から紙漉きが行われていたのだろうか。太田部村では『風土記稿』より200年も前の寛永4年(1627)に紙舟役という税を幕府に納めているので、江戸時代初期にはすでに紙漉きが行われていたことがわかる³⁾。また、野巻村(現皆野町)でも承応2年(1653)に同様の税を納めた資料がある⁴⁾。

紙舟役とは紙漉きを行っている農家に課した税である。課税しているということは、当時紙漉きは自家消費のためだけでなく、副業として生計を支えていたことを示している。『風土記稿』で「生業」と表現しているの



〈図1〉『新編武蔵風土記稿』に載っている紙漉きの村

も、副業を示すものであろう。こうした副業としての紙漉きが、いつ頃まで続いていたのかは明らかでない。しかし明治時代に入り養蚕が盛んになると、農家の副業は紙漉きより収入が得られる養蚕に転化していった。そして楮の畠は桑畠へと変わっていった。

さんざし こがいがみ
ただ蚕の飼育には蚕座紙とか蚕飼紙という厚手の紙を必要とするため、自分の家で使う蚕座紙と障子紙だけは、その後も漉き続ける家多かった。養蚕が盛んなころは、障子紙よりも蚕座紙の方が、漉く量は多かったといふ。

やがて昭和30年代になると、高度経済成長期にあたって養蚕業は衰退し、障子紙も安価なものが手に入るようになったため、蚕座紙も障子紙も作る必要がなくなっていました。農協で蚕座紙を販売するようになったからという伝承もある。いずれにせよ大半の家がこの時期に紙漉きをやめ、昭和40年前後に西秩父の紙漉きは終焉を迎えたようである。

ただ紙漉きをやめても畠の隅などに楮は植えられていたので、これを伐って小川町に出荷することはその後も續けていた。

3 おがの紙漉き伝承倡楽部の活動

おがの紙漉き伝承倶楽部（山中正彦会長）は、平成23年（2011）に発足した有志による団体である。当倶楽部の案内パンフレットには「小鹿野の紙は、暮らしの一部、養蚕の手仕事として作られてきた素朴な紙です。紙を

A map of the northern Yamanashi Prefecture, Japan, centered around Mount Takao. The map shows several towns and villages: Kurokano-mura (黒野町) at the top left, Yamada-mura (皆野町) below it, Ichinomiya (一ノ宮) in the center, Ichinomiya-mura (上日野沢) and Yamada-mura (下日野沢) as sub-locations of Ichinomiya, and Ichinomiya-chō (吉田) to the west. To the south is the city of Chichibu (秩父市). The map also includes the border of the Mount Takao National Park (国定公園) and various mountain peaks.

の工程を同パンフレットから抜粋しておく。
楮の栽培 カゾ（楮・コウゾ）は、畑の端や山に植えて冬期に収穫します。鹿の食害等を避け、品質のよいカゾの畑での栽培を試みています。植え付けからほぼ3年で収穫可能になります。

カジキ ①コシキ（蒸し器）に合わせ、楮を3尺（90cm）の長さに切り揃え、束ねます。②大釜で1時間ほど蒸かします。皮が縮んで木部が見えてくるのが目安。 ③冷めないうちに手早く皮を剥く。全員で取り係る作業。この状態のカズを黒皮と言う。乾燥させて保存する。

カゾ引き・川晒し ①一番外側のクソッ皮と、その内側の緑皮を、マーリとカゾヒキ包丁を使って剥いていく。 ②できた皮を白皮と言う。(蚕飼紙には外皮も使う) 白皮を少量ずつ束ねて川に晒す。

紙漉き ①草木灰に熱湯を通して灰汁をとり、大釜で白皮を煮る。纖維が柔らかくほぐれるまで1時間程度ぐらぐらと煮る。 ②水洗いしたカゾの纖維をさらに細かくするためにカゾぶち棒で叩く。 ③トロロアオイの根を叩き潰して水に入れ、とろとろの液を作る。タモは舟の中でカゾの纖維を均等に浮遊させるためになくてはならないもの。 ④漉き舟に水、カゾ、タモを入れ、万鍬や竹のかんまわし棒で攪拌する。漉き簣でカゾをすくう紙漉き本番の作業。 ⑤漉いた紙はミゴを挟んでカンダ板に重ねていく。最後に重石を



〈写真3〉おがの紙漉き伝承俱楽部の活動風景

して水を切る。

紙干し 紙漉きの翌日、1枚ずつ板に貼って天日で干す。蚕飼紙など大きな紙は紙干しの段階で重ねて作る。

以上であるが、これを見る限りでは小川町や東秩父村で行われていた細川紙の工程とほとんど変わることろがない。強いてあげれば、「紙漉き」①の白皮を大釜で煮たあと、細川紙の場合はより美しい紙にするためにカッサアシと呼ぶ塵取りの作業を行っていることである。この作業は現在は水道水を水槽にためて行っているが、かつては川辺に小さな小屋を建て、寒風の中、女性（主に年寄り）が行うものであった。西秩父にこの作業がなかったのは、蚕座紙ではあえて楮の黒い外皮を混ぜたまま漉いていたし、障子紙も自家用なので、多少の塵が混じるのは許容されていたためと思われる。

ただ、「紙漉き本番の作業」と表現している④の工程における道具や漉き方は、今日の細川紙のそれとは大きく異なるものであった。この点については、あとで詳しく取り上げたい。

4. 撮影された紙漉きの工程

埼玉民俗の会会員でもある小池信一氏が、昭和34年（1959）に小鹿野町藤倉で撮影した貴重な写真が残されている。当時学生だった小池氏は、同年3月から4月にかけて数回にわたって現地を訪れ、楮を蒸す作業から紙干しまでの工程を調査し写真に収めた。その調査内容は「西秩父の紙漉き」と題して報告され⁵⁾、その後、合角ダム水没地域の総合調査報告書⁶⁾や、おがの紙漉き伝承俱楽部会長の

山中正彦氏による報告⁷⁾の中でもこの写真が掲載されている。

小鹿野町両神薄の塩沢集落に暮らす坂本好房・喜与子ご夫妻も、紙漉きの経験者だった。好房氏は写真撮影が趣味だったとのことで、昭和30年代に撮影した紙漉き作業の写真を手元に保存していた。今となっては貴重な記録であり、小池氏撮影の写真同様に今後参考になると思われる所以、ここに紹介しておきたい（次ページ：写真4）。

5. 簗と漉槽

簞 簗は紙漉き作業において、最も重要な道具である。簞の材質と形状は紙の仕上がりを左右する。小川和紙の組合では、大正時代にそれまでの草簞から竹簞への変更が進められ、静岡県から竹簞づくりの職人を招いてその普及を図った。竹簞にすることで紙の仕上がりも良くなるし、紙の大判化も可能になった。

しかし、西秩父においては最後まで草簞が使われ続けていた。竹簞の材料は真竹だが、草簞は細くて中空の植物であるカヤ（ヌマガヤとされる）が材料であった。竹簞への変更がなされなかつたのは、自家用の紙漉きだったこと、大判の紙は必要なかつたこと、竹簞が高価だったことなどが理由と思われる。

前記の坂本家には、かつて同家で使用した簞と簞桁（スタガと呼んだ）が残っている。簞は草簞で、大きさは縦37.0cm×横57.5cm。前後両端に割竹の親骨をつけ、馬の尾毛で編んである。同家では、どこの人かわからないが、商人が売りに来ていたという。ちなみに小池氏の調査報告では、小鹿野町倉尾地区（のちに藤倉と日尾に分かれる）に小川町の職人から簞編みの技術を習い覚えた人がいて、草簞の製作と修理を行っていたという。

同家の簞桁は2種類あって、障子紙用が縦33.5cm×横52.5cm、コゲエッカミと呼ぶ蚕座紙用が縦35.0cm×横60.5cm。簞桁には蝶番がついていないので、上下2枚の簞桁の間に簞を挟み込んで漉いたものである。

漉槽 紙料の液を入れる漉槽は、厚板を箱状に組んだものと、楕円形（小判型）の桶状のものとがあり、前者の方が一般的だったようだ。共に県指定有形民俗文化財「合角ダム水



4-1 押切で楮を切り揃える



4-2 竈にかけた釜で楮を蒸す



4-3 楮の皮をむく



4-4 楮の皮をむく



4-5 杵と臼で楮の皮を碎く



4-6 楮の皮をたたいて纖維状にする



4-7 漂槽の中で紙を漉く



4-8 板に貼って天日乾燥する

〈写真4〉旧両神村塩沢での紙漉き工程（坂本好房氏撮影）



〈写真5〉箱状の漉槽での紙漉き(小池信一氏撮影)



〈写真6〉桶状の漉槽での紙漉き(小池信一氏撮影)

「没地域の民俗資料」(小鹿野町所有)の中に見ることができ、次のようなものであった。

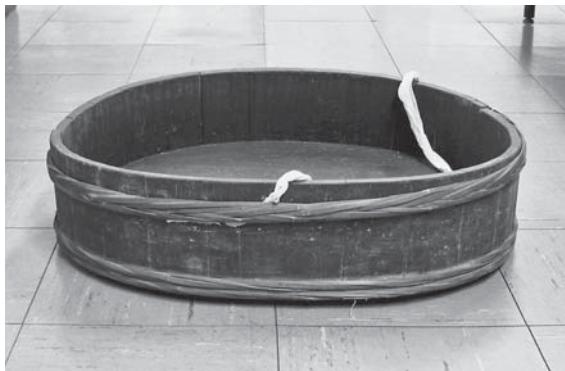
箱状の漉槽は6点あり、最大のものが縦69.0cm×横123.0cm×高さ38.5cm、最小のものが縦55.5cm×横101.5cm×高さ29.0cmで、大きさに極端な違いは見られない。いずれも左右に簣を立てかけるための板が張り出していることに特徴がある。

一方、楕円形の漉槽は大小2点しかない。大きい方の漉槽(倉尾ふれあい館で展示写真7)は縦85.0cm×横67.0cm×高さ31.0cmで、これは写真6の漉槽と非常によく似ている。この場合は簣を立てかける装置ではなく、脇に別材の板を置き、その上に簣を立てかけて作業をしていた。小さい方の漉槽(写真8)は縦50.5cm×横65.0cm×高さ16.5cmを示している。登録名称は「紙漉舟」となっているが、極めて浅く小型のため、これで紙漉きが可能だったのか疑問ではある。漉いた紙を重ねた下に、水受けとして置いたものとも考えられる。

なぜ形のまったく異なる2種類の漉槽が使



〈写真7〉桶状の漉槽(県指定有形民俗文化財)



〈写真8〉桶状の漉槽(県指定有形民俗文化財)

われていたのだろうか。細川紙の産地である小川町や東秩父村では、桶状の漉槽が使われたという記録は確認できていない。以前「東秩父村和紙の里」にある紙漉き家屋に、楕円形の桶状の用具(縦67.0cm×横97.0cm×高さ31.0cm)が展示されていたが、調べたところ旧吉田町上吉田で収集したものとのことであった。

管見の限りでは、県内はもちろん県外の和紙生産地、あるいは文献資料の類いでも、このような漉槽を使用した事例を知らない。なぜ西秩父でこれが使われるようになったのだろうか。かつて農家で馬の足や体を洗うために使用した桶がこれとよく似た形態をしていた。県立歴史と民俗の博物館収蔵のソソウダライと呼ぶ楕円形の桶は、縦68.0cm×横84.0cm×高さ33.0cmで、大きい方の漉槽とほぼ同じ大きさである。桶状の漉槽は、これを転用したものとは考えられないだろうか。

6. 漉き方について

和紙の漉き方には、一般に「溜め漉き」と「流し漉き」の2通りの方法があるとされている。全国手すき和紙連合会によれば、溜め

漉きは「紙料を漉槽に入れて簣で汲み込み（中略）、簣からの水漏れが遅いので、一回の汲み込みで湿紙の地合を作る」漉き方であり、流し漉きは「何回も紙料液を汲み、簣の上で往復させ、ゆっくり紙層を作る」漉き方だと説明している。溜め漉きは厚手の紙に適した方法で、今日でも版画用紙や卒業証書などはこの漉き方で作られている。一方流し漉きは薄い紙を漉くのに適した方法で、現在国内における手漉き和紙のほとんどはこの漉き方で生産されている。

細川紙の場合も、重要無形文化財の指定要件は「流漉きであること」と定めている。実際の作業を見てみると、大判の簣を用い、最初にすくった紙料液は化粧水と称してすぐに向こう側に捨て、2度目からは前後左右（主に前後）に激しく簣軸を搖すってから向こう側に捨てる作業を数度繰り返している。

ただ、この漉き方は大正時代に紙漉きの先進地から導入された方法のようである。民芸家の柳宗悦は和紙にも深く興味を抱いており、昭和の初めに小川町を訪ねたときのことなどを次のように記している⁸⁾。

紙の漉き方は地方地方で或は流漉となり或は溜漉を主にする。前者は「とろろ」を用ゐる和漉の特色があり、後者は洋風の手法であるのは云う迄もない。然るに小川で出来る有名な「細川」はその中間の手法で作られ、「とろろ」を用ひて溜漉をやる。（実は此の手法が日本の古いやり方なのだと聞いたが、之を「溜漉」と云ふ言葉で呼ぶのは当らないから、何か新しい熟語を作るべきだと思ふ。「本漉」と呼んでは如何。）

西秩父で行われていた漉き方は、この方法



〈写真9〉 上野村で使われていた簣と漉槽
(重要文化財旧黒澤家住宅内に展示)

に近いと言えるのではないだろうか。おがの紙漉き伝承俱楽部がかつての紙漉き経験者から聞いて復活させている漉き方は、次のようなものである⁷⁾。

- ①揃えた枠の下側（手前側）から槽に投入し、紙料の水を汲む。
 - ②両肘は槽の縁に付けたまま小刻みに左右に揺する。揺すりながら調子をとる。
 - ③ゆっくり手前に傾け水をこぼす。
 - ④その傾けた連続で再度水を汲み左右に揺すりながら調子をとる。
 - ⑤今度は向こう側に傾けていき、徐々に水をこぼしていき、最後に枠の上側（向こう側）に溜まっている水を「ぽん！」とこぼす。
- 以上の作業を都合2回繰り返すと1枚の和紙が漉ける。

ところで、小池氏が昭和33年に小鹿野町で撮影した様子（写真5）と、江戸時代の『新編武藏風土記稿』に載っている東秩父村での紙漉きの様子（写真2）を比べてみると、非常に似通っていることがわかる。写真や挿絵からは道具の形や漉き手の姿勢などしかわからないが、漉き方も変わるところはなかったものと考えられるのである。

ちなみに小鹿野町から山一つ隔てた群馬県の山間部でも、かつては紙漉きが盛んで、西秩父と同様に障子紙と蚕座紙を漉いていた。神流川の最上流に位置する上野村での漉き方が、次のように報告されている⁹⁾。

二枚の木枠でスを挟み、動かにやあように両手で持って向こう側から（筆者注：手前側の間違いであろう）舟にザブンを入れて、カズの液をスに掬い上げ、水平に持ったまんま二～三回左右に揺すって、余分な水は手前にあけて舟に戻し、また掬っちゃあ揺すって、こんだは向こう側にあける。

おがの紙漉き伝承俱楽部で復活させている漉き方とほぼ同じと言っていいだろう。これは純粋な溜め漉きではない。溜め漉きと流し漉きの中間的な方法と言えるもので、柳宗悦が小川町で目にした漉き方に近いのではないだろうか。

大正時代以降、小川町周辺での和紙の製法には大きな変化が生じた。ところがその一方で、西秩父では道具も漉き方も古い状態が続

き、そのまま昭和40年前後に終焉を迎えたのであった。

7. 群馬県山中谷との関係

「山中」^{さんちゅう}とは群馬県の旧万場町、旧中里村(以上、現神流町)、上野村など神流川流域の地域を指す。「山中谷」^{さんちゅうや}とか「山中領」という言い方もある。この一帯でも江戸時代から紙漉きが行われており、そこで生産された紙は「山中紙」の名で鬼石(現藤岡市)や下仁田(現下仁田町)の市に出荷されていた¹⁰⁾。上野村新羽では江戸時代初期の寛永元年(1624)、旧中里村では承応元年(1652)に紙舟の税を納めたことが記録に残っている¹¹⁾。

江戸時代、西秩父でどのような種類の紙が漉かれていたのか明らかではないが、明治以前に石間村や太田部村で漉かれた紙は、鬼石の市で「山中紙」の名で取引されていた¹²⁾。太田部の神職・宮本環が記した明治15年(1882年)の日記には、4月29日に「鬼石町へ紙ヲ出ス 紙二俵出シテ廿五貫六百目」とあり、5月3日と24日にも自分の家で漉いた紙を鬼石町に出荷したとある¹³⁾

逆に万場町あたりで漉いた紙を小鹿野や吉田の市に出すこともあったという¹⁴⁾。上野村には小鹿野から紙商人が買付けにやって来たというし¹⁵⁾、同村乙父には慶応4年(1868)に紙を小鹿野の市に出したという記録(黒澤丈夫家文書)も残っている¹⁶⁾。

西秩父の村々は上武山地を挟んで「山中」の村々と隣り合っている。その尾根筋には西から志賀坂峠、矢久峠、坂丸峠、杉ノ峠、土坂峠、太田部峠、奈良尾峠、風早峠といったいくつもの峠があり、人々は峠道を利用して普段から頻繁に行き来していた。市の立つ鬼石までも、峠越えなら遠くはない。秩父大宮(現秩父市中心部)に出るより、かえって近いくらいであった。ましてや太田部と矢納は上武山地の北側に位置しているので、峠越えをする必要もなかった。

ただ、その当時の状況はもはや古の記憶に頼ることは不可能になっている。紙の輸送方法にしても出荷量にしても、今後は文書資料によってより深まることを期待するものである。

謝 辞

本稿をまとめにあたり、おがの紙漉き伝承俱楽部会長の山中正彦氏、坂本好房氏、小池信一氏、小鹿野町教育委員会の山本正美氏らから多大なるご協力をいただきました。ここに厚くお礼申し上げます。

註

- 1) 「小川和紙の技術的変遷」(『埼玉県立民俗文化センター研究紀要』第12号 1996年)
- 「重要無形文化財細川紙の現在」(『月刊文化財』622号 2015年)
- 「細川紙の変遷とルーツを考える」(『埼玉の文化財』第57号 2017年)
- 2) 『工藝』第59号(日本民芸協会 1935年)
- 3) 太田部新井家文書(埼玉県立文書館寄託)
- 4) 逸見家文書(『皆野町誌 資料編1』1980年)
- 5) 小池信一「西秩父の紙漉き」(『秩父民俗』第11号 1976年)
- 6) 『秩父合角ダム水没地域総合調査報告書 下巻 人文編』(1992年)
- 7) 山中正彦「小鹿野町の紙漉き～紙漉き技術の伝承を通じて～」(『埼玉民俗』第44号 2019年)
- 8) 柳宗悦「小川の将来」(『工藝』第59号 1935年)
- 9) 土屋政江『山家の暮らし歳時記』(1998年)
- 10) 『群馬県史 通史編5』(1991年)
- 11) 『上野村の歴史』(2005年)『中里村の歴史』(1999年)
- 12) 『秩父郡上吉田民俗調査報告書』(埼玉県教育委員会 1969年)
- 13) 飯塚好「秩父山村の明治時代の生業～太田部村を通して～」(『埼玉民俗』第39号 2014年)
- 14) 『万場町史』(1994年)
- 15) 『上野村の民俗(改訂版)』(2019年)
- 16) 『上野村の歴史』(2005年)